



# 役員報酬のポイントと注意点

役員報酬は自らの裁量である程度自由に増減させられることから、節税に利用しやすいと考えられることも多いようです。それだけに税務上の制約もありますので、いくつか注意すべき点も出てきます。今回は役員報酬のポイントについてご紹介します。

## ★ 役員報酬を必要経費にするために

### (1) 定期同額給与

役員の毎月の給与は、会計期間の末日から3カ月以内に開催される株主総会において翌期の役員報酬が決定され、原則その後の期中は変更できないことになっています。もし、自由に役員報酬の額を変更することを認めてしまうと、期末の利益が見えてきた段階で報酬を増減させ自由に利益の調整を行ったり、租税回避に利用される可能性もあるからです。この最初の3カ月以内に、今期の業績を見通して、妥当な範囲で役員報酬を決定します。決定後、毎月同額を支給することで、その事業年度の経費とすることができます。これを定期同額給与とといいます。

### (2) 事前確定届出給与

原則、役員賞与は経費と認められませんが、「事前確定届出給与に関する届出」を税務署に提出することにより支給が認められます。届出書には、誰に対して、いくらを支給額を、いつ支給するのかを記載し、その通りに支給された場合に限り、経費として認められます。これを事前確定届出給与とといいます。事前確定届出給与には提出期限が定められており、期首から3カ月以内に届出書を提出する必要があるため、上記の定期同額給与と同様に期首から3カ月以内に賞与を含めた年間の報酬額の決定が必要となります。

### (3) 利益連動給与

利益連動給与とは、同族会社以外の会社が業務を執行する役員に対して支給する、利益に関する指標を基礎として算定される給与をいいます。利益連動給与の利用要件を満たす会社は上場会社に限定されているため、詳細は割愛させていただきます。

## ★ 会社と個人の税金のバランスを考える

役員報酬は、支払い過ぎれば個人の所得税として税金を多く支払うこととなります。その一方で、役員報酬をほとんど払わず、会社に利益を残した場合には、会社の法人税として税金を支払うこととなります。このバランスを考える際に重要となる「給与所得控除」について、平成28年度に以下の改正が行われました。

	現行	平成 28 年分*	平成 29 年分以後*
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

住民税では、それぞれ翌年度(29年分、30年分以降)の適用

給与所得控除とは、役員を含む会社員の所得税や住民税を計算するときに、給与収入から差し引くことができる控除のことをいいます。給与所得控除は、給与収入に応じて逡増的に控除額が増加していく仕組みとなっていますが、給与の増加に伴い際限無く逡増するものではなく、上記の表の通り上限が設けられています。現在、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限額は245万円ですが、改正により、この上限額が表のように徐々に減額されます。

具体的には、現状年収が1,500万円以上の役員は、28年度は給与所得控除が15万円減少しますので、その分所得が増加します。これに、所得税33%+住民税10%(年収が1,500万円の場合であり、年収がさらに高い場合や扶養親族やその他所得控除額により税率が異なる場合があります)の税負担となりますので、64,500円の増税となります。同様に29年度以降には、107,500円の負担増となります。

これまで日本では、事業を通じて得た利益に対する税負担を最小化するため、役員報酬を多く取ることによって、会社の利益を小さく圧縮して、法人税負担を下げるという手法が一般化していました。ところが、以下のような近年の税制改正によって、その対策の有効性が変わりつつあります。

1. 法人税等の実効税率の引き下げ(平成21年度、平成24年度、平成26年度)
2. 給与所得控除額の上限設定とその引き下げ(平成25・28・29年分)
3. 復興特別所得税の創設(平成25年分)
4. 所得税の最高税率引き上げ(平成27年分)

つまり、会社の税金を安くし、個人の税金を高くするという時代の流れがあり、役員報酬を低く抑えて会社の利益を大きめに計上した方が、会社と個人のトータルの税負担を圧縮できるケースが増えてきています。両者のバランスを考えた上で、役員報酬を決定していく必要があります。

今回の記事では概要だけを書かせていただきましたが、会社の財務状況・会社に残した利益の金額・給与収入・社会保険料・厚生年金保険料等々を考慮する必要があります。上記ほど単純な話ではありません。是非、各担当者までご相談下さい。

## ～業務連絡～



個人番号(マイナンバー)について、当事務所では、4月よりお客様の個人番号のお預かりを考えております。今月は1,2月決算法人様、来月は3,4月決算法人様、個人事業主のお客様は10月頃に順次収集を行っていく予定です。お手数をお掛け致しますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。今回の記事やマイナンバーについて、ご不明点等ございましたら各担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。